

市従労 NEWS

組合設立: 1946 年 組合本部所在地: 〒921-8026 石川県金沢市糸田新町1-30

防犯カメラ
作動中



ごみステーションからの金属類抜き取り防止対策!! ～ごみ収集職員によるパトロール実施～

金沢市における資源等の持ち去り禁止

- ◎ ごみステーションに出されたものを収集・運搬することは、市が指定する者以外できません。
- ◎ 違反者には20万円以下の罰金が科される場合があります。
- ※ 禁止行為を見かけたら「無理に注意せず(抜き取り行為者を挑発せず)」捕まえる行為、車両等を直接制止する行為は大変危険ですので絶対にしない。「時間」「場所」「車のナンバー」「禁止行為者の特徴」などをメモ・記録しておく(後で報告する)。携帯電話(動画撮影)活用、ドライブレコーダー(保存データ)活用等も臨機応変に対応する。



2016年8月12日の午前7時頃に、金沢市吉原町(公園付近)におけるごみステーションにおいて、「金属ごみ」の持ち去りを目撃した職員の制止を振り切り、車を急発進させ約30mにわたって走行を続け、全治2ヶ月の重傷を負わせた事件(殺人未遂容疑で逮捕)は今でも忘れることが出来ない。

当時、この付近(ごみステーション)での金属類(家電製品含む)の持ち去り行為が多発しており、数年前から盗みに来る人物が度々目撃されており、この日も他に6人の職員が警戒にあたっていました。この先、二度とあってはならない心が深く痛む瞬間(日)として刻まれています。

2022年度も始まり、これまでの経緯および情報(調査)内容を教訓に、より一層の『パトロール強化』を実施し、警察等との連携のもとで不法行為抑制(防止)に努めていきたいと考えています。

『ごみステーションに出してあるごみは、誰のものでもないから持ち去っても問題ない』と考えていると、警告を受けたり、罰金の支払いを命じられたりする可能性があります。

もし、何度もごみの持ち去りを繰り返す「常習者」であれば、逮捕されることも十分考えられます。

<ごみの持ち去りで成立しうる犯罪> ※ ごみの持ち去りは『犯罪』として検挙される場合もある

(1) 条例違反

上記のような廃棄物処理条例またはそれに類する条例違反が制定されている自治体では、無断で資源ごみを持ち去ると条例違反となり、場合によっては罰金または過料の支払いが命じられる可能性があります。

(2) 窃盗罪

一般家庭から排出されたごみは、捨てた人が所有権を放棄したものなのでと考えることもできます。しかし、地域の条例で「家庭から排出された廃棄物の所有権は、〇〇市に帰属する」などと規定されている場合は、排出されたごみの持ち主はその自治体とされるので、持ち去れば『窃盗罪』にあたります。窃盗罪が認められれば「10年以下の懲役または50万円以下の罰金」に処せられます。



重要 Point ~今こそ2016年の事件を教訓に『不正な抜き取り行為』STOP!!~

(3) 住居侵入罪

マンション等の敷地内など、公道ではないところにあるごみ置き場に入ってごみを持ち去ると、住居侵入罪に問われることがあります。また、マンションの敷地内に入ろうとしたところを誰かに見つかった、などの「未遂行為」であっても成立します。

住居侵入罪が成立すれば「懲役3年以下または10万円以下の罰金」です。ただし、住居侵入罪の場合は窃盗罪など複数の罪を犯していることが多いので、その場合は重い方の刑罰が科されることになります。

(4) 軽犯罪法違反

ごみの持ち去りが「軽犯罪法違反」にあたることも考えられます。例えば、「関係者以外立ち入り禁止」と書かれた看板のあるマンションのごみ置き場は、マンションの住人や資源物の回収業者しか立ち入ることが許されていません。この場合、「入ることを禁じた場所に正当な理由なく入った」として、軽犯罪法違反が成立することがあります。

軽犯罪法違反が認められれば、1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される拘留、または料料に処せられます。

<ごみの持ち去りで逮捕されることも!!>

上記のような違反または犯罪が成立すれば、ごみを持ち去るだけで逮捕されてしまうケースもあります。その場合は、すみやかに刑事事件の経験豊富な弁護士に相談し、不当に重い処罰となることを回避するための対応を取ることが必要です。

【逮捕された後の流れ】

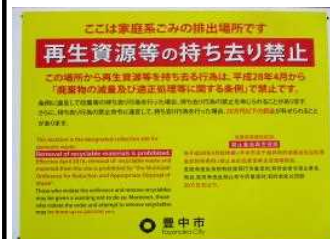
警察に逮捕された後は、以下のような流れになります。

- 取り調べ
警察署で最大48時間身柄を拘束され、取り調べを受けます。
- 送検
取り調べの後、検察庁に送致(送検)されます。その後、検察官が捜査のため勾留するかどうかを24時間以内に決定し、勾留が決定すれば被疑者は最大20日間身柄を拘束されます。
- 起訴・不起訴の決定
検察官が被疑者を起訴とするか不起訴とするか決定します。
- 公判
起訴されると裁判となり、有罪・無罪、量刑を決める判決が言い渡されます。



~大阪・豊中市(例) - ごみ集積所からの抜き取り防止対策 - ~

- ◎ 収集日の前日や夜間のごみ排出は避けてください。(持ち去り行為は、夜間・早朝に多発し、騒音の原因となります。回収日の当日の朝に出してください。)
- ◎ 『持ち去り行為禁止看板等』をご活用ください。(意思表示をすることで、持ち去り行為に対する「抑止力」として期待できます。)
- ◎ 市に持ち去り行為に関する「情報提供」のご協力をお願いします。(持ち去り行為が多発する地域の把握等を行い、重点地域として「巡回パトロール」を行います。)
- ◎ お住まいの地域にある再生資源集団回収(搬入可能施設等)をご利用ください。(各団体等の所有物として意思表示することで「抑止効果」が期待でき、ごみ置場からの『持ち去り行為防止』につながるものと考えます。)
- ※ 豊中市では、持ち去りの被害に遭いにくい『集団回収』をおすすめしています。なお、持ち去りの禁止を周知するための看板、カラスネット用シート、ステッカーを用意しております。



持ち去り厳禁



- ◎ 持ち去り行為防止のため、紙・布の回収日に新聞等の上に「持ち去り厳禁(プリントの紙)」を乗せて排出するなど、市民の皆さまに積極的に意思表示していただくことで、再生資源等を無断で持ち去る者に対して一定の『抑止効果』が高まるものと考えています。

上記の用紙は「豊中市ホームページ」からダウンロードできます。※ 意思表示用紙の画像: (PDF: 65KB)

なお、トラブルの原因となりますので「行為者への呼び止め」や「注意」等は行わないようにしてください。